

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

「私たちは創造する科学を通じて「いのちと自然を守り育てる」ことをメインテーマとし、安全・安心で豊かな社会の実現に貢献します」という企業理念の下、顧客のニーズと信頼にこたえる製品の開発・提供に努めております。

当社は経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築するとともに、株主重視の観点で法令・倫理の遵守及び経営の透明性を高めるために、経営管理体制の整備・充実を図っていくことを重要な課題と位置づけております。

利害関係者との関係につきましては、当社の経営ビジョンの一つに「常に透明性ある企業活動を通じ、全てのステークホルダーとの調和を図る」を掲げるとともに、行動規範において、「クミカの従業員としての誠実と誇り」、「顧客・取引先とのTotal Win」、「株主との相互コミュニケーション」、の中で私たち一人ひとり取るべき行動や遵守すべき事項を提示し、利害関係者の立場を尊重する企業風土の醸成を図るよう努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】

当社は、株主総会招集通知の英訳に関しましては、海外投資家比率が低いことから、現在実施しておりません。海外投資家比率の推移を踏まえ検討してまいります。

【補充原則4-2-1】

当社の経営陣に対する報酬は、役位に応じて支給される報酬及び業績に応じて支給される報酬で構成されております。今後は中長期的な業績連動及び自社株による報酬を含めて、報酬体系について検討してまいります。

【補充原則4-10-1】

当社は、取締役の指名については、代表取締役の協議により選任候補者案を策定し、独立社外取締役を含む取締役会で審議の上、決定しております。報酬については、独立社外取締役を含む取締役会から一任を受けた代表取締役社長が、他の代表取締役と協議の上、決定しております。また、独立社外取締役が、取締役会以外にも適宜各取締役や監査役と頻りに意見交換等、適切な関与・助言を行っておりますが、今後更なる透明性・公正性・適時性の確保を図るために、任意の指名委員会・報酬委員会の設置についてどのような位置づけ、形が当社の状況により合うかの観点に基づき、設置の可否も含めて検討してまいります。

【原則4-11】

当社の取締役会は、経営、財務、研究開発、生産、販売等の各分野において専門的知識と豊富な経験を有した者で構成されており、かつ、海外駐在経験を有する者が多数おり、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成していると認識しております。

また、当社の常勤監査役は、金融機関における豊富な経験があり、財務・会計に関する適切な知見を有しており、女性の社外監査役1名は公認会計士及び税理士の資格を有し、財務・会計に関する十分な知識を有しております。

一方、女性取締役は現在選任されておりませんが、将来の取締役候補育成に向けた職場環境の改善、制度の構築等の働き方改革を実践し、女性が経営者を目指す環境を整え、ジェンダー面における多様性の改善を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

当社は、政策保有株式の段階的な縮減を基本方針とします。個別銘柄毎に保有の合理性を精査し、保有の適否を毎年取締役会で検証します。また保有意義については、当社事業におけるシナジー効果及び配当金・関連取引収益などリターンとリスクを踏まえた中長期的な経済合理性に加えて、投資先との取引関係の維持・強化や共同事業の推進等、保有目的に沿っているかについても確認します。

上記検証により、合理性が認められる銘柄については保有を継続し、合理性が認められない銘柄については売却を検討します。議決権の行使については、次のスクリーニング基準を設け、該当した銘柄については、議案内容を精査の上、賛否を決定します。

(スクリーニング基準)

- 1) 株価の大幅な下落
- 2) 業績の著しい悪化
- 3) 法令違反や反社会的行為
- 4) その他当社もしくは投資先企業の企業価値を著しく毀損する可能性がある場合等

【原則1-7】

当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役と会社間の取引及び競業取引ならびに利益相反取引については、該当する取締役を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会での決議・承認を要することとしています。また、当社のすべての役員及び子会社の社長に対して、期末時点での関連当事者間の取引の有無について確認を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

なお、関連当事者との取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書で開示しております。

【原則2-6】

当社は、スチュワードシップ・コードの受け入れを表明している運用機関に確定給付企業年金の運用を委託しております。運用の目標が十分達成できているか、必要に応じて資産構成の見直しが行われているか、利益相反が適切に管理されているか等を、総務人事部でモニタリングを行っております。運用機関からは定期的に報告を受けるとともに、スタンスに変化が無いかを確認の上、建設的な対話を通じて、課題の改善に向けた取り組みを促しております。上記に関して適切な活動を実施できるよう、必要な経験や資質を備えた人材を配置するとともに、その育成に努めております。

【原則3-1】

当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、以下の事項について開示・公表し、主体的な情報発信を行っております。

- (1) 企業理念、経営理念、経営戦略、中期経営計画を当社ホームページ、決算説明資料等で開示しております。
- (2) コーポレートガバナンスに関する基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンスに関する報告書等で開示しております。
- (3) 取締役の報酬は、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、独立社外取締役を含む取締役会から一任を受けた代表取締役社長が他の代表取締役と協議の上、会社の経営内容、経済情勢等を考慮し、決定しております。
- (4) 経営陣幹部の選任と取締役候補者及び監査役候補者の指名に当たっては、下記1)～3)を総合的に判断し、代表取締役の協議により原案を策定し、独立社外取締役を含む取締役会で審議の上、決定しております。
 - 1) 経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名については、当社の企業理念、経営ビジョンや企業文化を理解し、当社取締役としての人格、見識、能力を有するとともに、法令遵守及び企業倫理の遵守に徹する良識や高い倫理観を有していること
 - 2) 監査役候補者の指名については、当社の企業理念、経営ビジョンを理解し、当社監査役として公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、法令・定款違反を未然に防止するとともに、経営の健全性及び透明性の確保に貢献できること
 - 3) 社外役員候補者の指名については、東京証券取引所の定める独立性の要件に従うとともに、安全・安心な食と農、環境、経営、経済、法務、会計、監査等の分野で豊富な知識と経験を有していること、当社が抱える課題の本質を把握し、取締役会に対する適切な助言・意見表明や指導・監督を行う能力を有すること。また、経営陣幹部の解任に当たっては、公序良俗に反する行為を行った場合、健康上の理由などから職務の継続が困難となった場合、法令・定款等の違反、著しい業績悪化や職務の懈怠などによって当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、代表取締役の協議に基づき提案し、独立社外取締役を含む取締役会で審議の上、決定します。
- (5) 取締役候補者及び監査役候補者の指名理由は株主総会招集通知で開示します。

【補充原則4-1-1】

当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会において、株主総会に関する事項、人事・組織に関する事項、決算に関する事項、株式・社債及び新株予約権に関する事項、会社財産等に関する事項等、その他事項、会社法等の法令に定める事項及びこれに準ずる重要事項について、審議の上で決定しております。

また、当社は、「職制規程」等に基づき、経営陣の決裁事項を明確に定め、取締役会が決定した経営方針に従い、代表取締役の指揮・監督の下で適正な業務執行にあっております。

【原則4-9】

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立役員の基準をもとに、取締役会で審議の上独立社外取締役の候補者を指名しております。

【補充原則4-11-1】

当社は、事業領域・規模に応じた適切な意思決定を行うために、取締役会の多様性及び適正人数を保つこととしております。また、当社の経営に必要な知識・経験・能力を備え、取締役会の多様性を担保できるように、国籍や人種、性別にとらわれず起用しております。取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、専門的知識と、グループ会社の経営への参画経験、海外駐在経験等豊富な経験を有する取締役候補者をバランス良く指名する方針としております。また、本方針のもと、代表取締役が取締役会に取締役候補者の指名について提案し、取締役会で審議の上決定しております。社外取締役に關しては、上記に加えて、東京証券取引所が定める独立役員の基準を踏まえ、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことを基本的な考えとして候補者を指名しております。

【補充原則4-11-2】

当社の取締役・監査役の重要な兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。現状、当社の取締役・監査役ともに、他の上場企業の役員の兼任は合理的な範囲内としております。

【原則4-11-3】

当社は、取締役会全体の実効性に関し、各取締役からの自己評価をベースとした分析・評価を2016年度から実施し、この分析・評価に基づき、取締役会においてその実効性について議論を行っております。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役・監査役に対するトレーニングとして、社外役員を含む取締役・監査役に対し、当社の研究所・工場等主要拠点の見学、説明会及び事業勉強会を実施し、当社に関する知識の習得を支援しております。また、当社は、取締役・監査役の業務を行うに当たって必要な基本知識を学ぶための外部トレーニングの機会を提供するとともに、その費用を負担しており、取締役・監査役としての役割及び責務についての理解を深めるための支援を行っております。

【原則5-1】

当社は、IR担当取締役がIR活動全般を統括し、機関投資家等の株主との対話(面談)について、担当部門である経営企画部及び総務人事部が連携を取り積極的に対応しております。また、決算説明会を中間期、期末に開催し、経営トップ自らの言葉で株主・投資家に現況・戦略を伝えるとともに、IR担当部門が個別株主との対話(面談)やIR取材を積極的に受けております。対話を通じて把握された株主・投資家の皆様のご意見・ご懸念等はIR担当部門でとりまとめ経営陣に報告され、その後のIR活動に活かす等、適切に対応しております。また、当社は、「内部者取引ならびに重要事実管理規則」に基づき、インサイダー情報の管理・徹底を図るとともに、機関投資家等の面談の設定では四半期末及び決算期末の2週間前から決算発表までの期間をサイレント期間として設定し情報管理を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
全国農業協同組合連合会	26,527,844	19.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,049,400	6.79
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	7,166,800	5.38
農林中央金庫	6,117,435	4.59
スルガ銀行株式会社	4,480,321	3.36
共栄火災海上保険株式会社	4,381,430	3.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,808,100	2.10
静岡県経済農業協同組合連合会	2,770,912	2.08
第一生命保険株式会社	2,080,037	1.56
日本曹達株式会社	1,928,562	1.44

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	10月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	15名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
池田寛二	学者														
佐野角夫	他の会社の出身者														
西尾忠久	他の会社の出身者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池田寛二			同氏は、大学教授として世界の農業に関わる環境社会学研究を通じて長年培われた経験と高い学識を活かし、当社の経営体制をさらに強化できることに加え、外部の視点から助言をいただくことにより、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため選任いたしました。なお、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、独立性の基準を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立役員に指定しております。

佐野角夫		同氏は企業経営者としての長年の経験と幅広い見識を活かし、当社の経営体制をさらに強化できることに加え、外部の視点から助言をいただくことにより、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため選任いたしました。なお、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、独立性の基準を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立役員に指定しております。
西尾忠久		同氏は企業経営者としての長年の経験と幅広い見識を活かし、当社の経営体制をさらに強化できることに加え、外部の視点から助言をいただくことにより、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため選任いたしました。なお、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、独立性の基準を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は事業所監査に同行する等必要に応じて連携を取り、監査業務を行っております。また、当社は内部監査部門として「内部監査室」を設置しております。常勤監査役は内部監査室長とともに社内重要会議に出席し、当社及びグループ会社の業務及び財産状況を監査しており、コンプライアンスに基づく監査体制の充実に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
泉澤和行	他の会社の出身者													
永島聡	その他													
杉中洋文	その他													
白鳥三和子	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
泉澤和行			同氏は、金融機関における豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映させるため選任しております。また、同氏は当社の取引金融機関である農林中央金庫出身ですが、同金庫を退職して5年以上経過しているため、当社の経営及びガバナンスに与える影響は希薄であること、さらに、当社監査役就任後は、常勤監査役として当社の監査業務に専念される予定であることなどから、一般株主との利益相反の生じる恐れはなく、独立性の基準を満たしていると当社は客観的に判断し、独立役員に指定しております。
永島聡		当社筆頭株主であり当社主要取引先である全国農業協同組合連合会の耕種総合対策部長であります。	同氏は、当社の業務に関係のある農業団体の役職者としての識見に基づく外部の視点を当社の監査に反映させるため社外監査役に選任しております。
杉中洋文			同氏は、企業経営者としての長年の経験と幅広い見識を当社の監査に反映させるため社外監査役に選任しております。なお、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、独立性の基準を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立役員として指定しております。
白鳥三和子			同氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門知識を当社の監査に反映させるため社外監査役に選任しております。なお、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、独立性の基準を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	6名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現時点検討しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

- ・平成29年10月期(平成28年11月1日から平成29年10月31日まで)に取締役16名に支払った報酬は227百万円(当事業年度に係る退職慰労引当繰入額42百万円を含み、使用人兼務取締役の使用人給与相当額40百万円を除く)であります。
- ・上記の金額には、社外役員の報酬額35百万円(社外取締役3名、社外監査役5名)を含んでおります。
- ・上記の人数には無報酬の取締役の人数は含んでおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、株主総会で決定された報酬総額の限度内で、個々の報酬額につきましては、取締役は取締役会の決議、監査役は監査役の協議により決定しております。

なお、役員退職慰労金につきましては、その役職と在任期間に基づき、内規により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の議事録の写しを配布し、議事内容の周知に努めております。また、社外監査役の出席の便宜を図るため、取締役会の日程を予め決めて、周知しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、「取締役会」、「常勤役員会」、「経営会議」を設置しており、それぞれの決定や協議に基づき業務執行を行う体制を採っております。

「取締役会」は取締役15名(うち社外取締役3名)で構成され、重要な業務執行の意思決定を行っております。経営のチェック機能を強化する観点から社外監査役も出席し、必要に応じて意見陳述を行っております。

「常勤役員会」は常勤の役員で構成され、原則月2回開催し、業務執行の意思決定を行っております。

「経営会議」は役付取締役で構成され、必要の都度開催し、重要な経営戦略及び業務執行に関して協議を行っております。

その他に、コーポレート・ガバナンス体制を担う「コンプライアンス委員会」、「品質保証委員会」、「環境安全委員会」、「リスク対策委員会」、「予算委員会」を設置するとともに、「グループ経営トップ戦略会議」を定期的開催しています。

また、「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)に関する基本方針」と「財務報告に係る内部統制の基本方針」を取締役会で決議しております。

当社は、当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程等により、グループ企業に関する管理上の基本事項を定めております。所管部門がグループ企業の取締役等から適時報告を受ける体制を整備するとともに、財務報告の信頼性を確保するために、「財務報告に係る内部統制の基本方針」の下、グループ企業も含めた財務報告に係る内部統制の体制を構築し、その整備運用状況を継続的に評価しております。

当社の「監査役会」は監査役4名で構成されており、全員が社外監査役です。監査役は、監査役会が定めた監査計画に基づき、取締役会に出席するほか、各部門や事業所の監査を行い、監査の実施状況及び経営情報を各監査役間で共有し、意思の疎通を図りながら監査を行っております。

当社の社外取締役は3名、社外監査役は4名です。

社外取締役佐野角夫氏は企業経営者としての長年の経験と幅広い見識を活かして、社外取締役西尾忠久氏につきましても企業経営者としての実際の経験と幅広い見識を活かして、社外取締役池田寛二氏は大学教授として世界の農業に関わる環境社会学研究を通じて長年培われた経験と高い学識を活かして、それぞれ当社の経営体制をさらに強化できることに加え、外部の視点から助言をいただくことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることができると判断し選任をしております。なお、社外取締役3名と当社との間に特別の利害関係はありません。

また、佐野角夫氏、西尾忠久氏、池田寛二氏を東京証券取引所の上場規程に基づく独立役員として指定しております。

常勤監査役・社外監査役の泉澤和行氏は、金融機関において長年培われた豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役の永島 聡氏は、当社筆頭株主であり当社主要取引先である全国農業協同組合連合会の耕種総合対策部長であります。同氏は全国農業協同組合連合会での長年の経験と幅広い見識を有しております。社外監査役の杉中洋文氏は、共栄火災海上保険株式会社の相談役であります。同氏は共栄火災海上保険株式会社での企業経営者としての長年の経験と幅広い見識を有しております。社外監査役の白鳥三和子氏は、税理士法人静岡みらいの代表社員であります。同氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、泉澤和行氏、杉中洋文氏及び白鳥三和子氏を東京証券取引所の上場規程に基づく独立役員として指定しております。

なお、当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性についての特段の定めはありませんが、選任にあたっては、高い専門性や実務経験、幅広い見識を客観的かつ公正に反映する機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことを基本的な考え方としております。

監査役の機能強化に係る取組み状況につきましては、「監査役、会計監査人、内部監査部門との連携状況」、「社外取締役(社外監査役)のサポート体制」の欄の記載内容をご参照ください。

当社は、芙蓉監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法の会計に関する監査を受けております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は、鈴木 潤氏、鈴木信行氏であります。(継続監査年数は7年以内のため、記載は省略しております)

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

常勤監査役(社外監査役・独立役員)が「取締役会」、「常勤役員会」、「経営会議」に加えて社内のその他重要会議に出席し、業務執行に対する監査機能強化を図っており、内部監査室が独立的立場で組織や業務を含めた企業活動の実態と課題を内部監査しております。また、「取締役会」、「常勤役員会」、「経営会議」は、社内の規程により各々の業務執行に関する意思決定の基準を定めてその範囲で運営され、その決定に基づき業務執行がなされているなど、経営チェック機能を十分発揮している体制であると当社は判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は株主総会招集ご通知の早期発送に努めており、本年は法定期日の1日前に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は10月決算、1月総会会社であります。
電磁的方法による議決権の行使	当社は平成29年1月27日開催の第68回定時株主総会から、電磁的方法による議決権の行使を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は平成29年1月27日開催の第68回定時株主総会から、議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
その他	株主総会において、出席株主の便宜を図るため、プロジェクターを利用して、議事に関する情報を提供しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに、「IR活動基本方針」として、1. IR活動の目的と基本姿勢、2. 情報開示の方法、3. 将来の予測に関する事項、4. 沈黙期間についての各項目を公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び期末に決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに、「有価証券報告書」、「決算短信」、「株主通信」、「説明会資料」、「業績・財務情報」、「随時情報」及び「英文での各種情報」等を掲載し、株主への閲覧に供しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、IRに関する窓口として、総務人事部内に広報・IR課を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の経営ビジョンの一つに「常に透明性ある企業活動を通じ、全てのステークホルダーとの調和を図る」を掲げるとともに、行動規範において、株主等、顧客等、取引先及び全従業員などの利害関係者の立場の尊重について定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社会貢献活動に関しましては、「企業の存在意義は社会貢献にある」のビジョンの下で引き続き積極的に取り組んでおります。東北地方の里山・緑地の回復を目的とした「どんぐりプロジェクト」は、当社が生物多様性に配慮して宮城県内から採取した種子から育てた苗木を昨年に引き続き本年も宮城県の海岸に植樹いたしました。また、本年も、農業教育への貢献を目的とした「学生懸賞論文」を募集いたしました。その他様々な活動を継続して行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の行動規範において、株主その他の投資家に対する情報の開示を重視し、適切な開示に努め、事業活動に対する理解と信頼を得よう努力することを定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「合併によるシナジー効果を早期に発現し、農業生産の課題を解決する研究開発型企業を中心とした“将来に亘って持続的に発展できる強い企業集団”を目指す」ことを経営基本方針として事業活動に邁進いたします。その実現のために次の5つを重要方針として定めております。

(1)プロセスの一体化による事業基盤の強化 (2)経営資源の集中による事業基盤の強化 (3)事業リスクの最小化 (4)成長戦略 (5)コーポレートガバナンスの更なる強化、これら5つの重要方針を各部門がさらにブレイクダウンし、細分化した課題の達成に努めております。

内部統制システム、リスク管理体制、コンプライアンス体制を総括する部門として「コーポレートガバナンス統括室」を設置し、グループ企業を含むコーポレートガバナンス基盤の強化を推進するとともに、その有効性を内部監査室が独立的立場から検証しております。

コンプライアンス体制の整備状況につきましては、コンプライアンスに関する重要な事項を審議するため代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しております。

コンプライアンス体制の構築とコンプライアンスの周知徹底を図るため、グループ企業を含むコンプライアンスに関する行動憲章と内部通報制度(ヘルプライン)等の整備に加え、当社独自の行動規範、行動基準、倫理準を策定し、コンプライアンス体制を維持しております。また、これらはイントラネットで周知するとともに、グループ行動憲章、当社の行動規範は当社ホームページにおいて公開しております。

職務執行につきましては、社内規則(業務分掌規程、職制規程等)の規定により、職務権限並びに意思決定方法が定められており、適正かつ効率的に職務の執行が行える体制になっております。部門業務の変更等があった場合は、業務分掌規程の変更を中心に常勤役員会で審議をする体制になっております。

リスク管理体制の整備状況につきましては、「経営リスク管理規程」を策定し、会社の経営目標の達成を阻害する要因となる経営リスクが発生した際は、リスク対策本部を設置して対策を行うことを定めております。また、「経営リスク管理規程」に基づき、「リスク管理規則」を定め、リスク発生防止のための的確な管理、リスク情報の迅速な報告体制と共有化など、リスク管理の不断の実践を通じてリスク文化の醸成と浸透を図っております。なお、環境面のリスクについては環境マネジメントシステムISO14001によりリスク管理が行われております。

情報の保存管理体制につきましては、文書管理規程により、部門別に文書管理責任者を定め文書の管理を実施しており、保存期間についても文書ごとに規定されております。いずれの文書も取締役及び監査役から閲覧要請があった場合には、即時対応できる体制となっております。

重要な事項については、必要の都度、顧問弁護士から法的な助言を得ております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、当社の行動規範に掲げるとおり、役員をはじめとして全従業員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体との一切の関係を遮断するため、確固たる信念を持って排除の姿勢を堅持し、万一、不当要求等があった場合には、顧問弁護士や警察当局、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等と連携を取り、あらゆる手段により排除に向けて対応する体制となっております。また、全都道府県において暴力団排除条例が整備されたことを機に、当社は暴力団を含む反社会的勢力排除条項を、原則として全ての新規締結の国内契約に挿入しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

